



平成25年(ワ)第478号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

直送済

原告 90名

被告 東京電力株式会社, 国

原告第16準備書面

(新聞報道から見る避難の合理性)

平成26年7月31日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鈴木 克昌



外

第1 はじめに

本件事故においては、事故発生から3年以上経過した現在まで、様々な事象や事故が継続的に発生しており、現在も収束したとは到底言えない状況にある。福島第一原発周辺地域においては、政府による避難指示区域の内外を問わず、いまだ放射線被ばくのリスクが存在している。

本書面は、福島県の地元紙である福島民報の記事〔甲B第6号証〕等を概観することにより、①本件事故は未だ収束していない事実、及び、②放射線被ばくのリスクが現在も存在している事実を明らかにし、避難したこと及び避難を継続することの合理性を主張するものである。

第2 福島民報の記事の分類方法等

甲B第6号証は、本件事故翌日の2011（平成23）年3月12日から2013（平成25）年8月末日までの福島民報の紙面から、上記①②に関する記事を抽出したものである。

概要、上記①に関する記事は大枝番1、上記②に関する記事は大枝番2に分類した。

そして、それぞれ時系列に並べた上で、分量が多いことに鑑み、1か月分毎に1つの書証として扱うこととし、各月毎に小枝番を付してある。

なお、書証の最後が2013（平成25）年8月末日の紙面となっているのは、整理したのがそこまでというだけで、特別な意味はない。2013（平成25）年9月以降の紙面を証拠として提出するかは、現時点では未定である。

第3 本件事故は未だ収束していない事実

- 1 甲B第6号証の1の1乃至30の各記事は、いずれも、本件事故から現在に至るまで、福島第一原発では様々な事象、事故が日々発生しており、本件原発事故は未だに収束しているとは言い難いことを示す事実を示すものである。
- 2 これらを概観すると、2011（平成23）年3月11日の本件事故以降、プールの冷却システムが何度となくトラブルを起こして一時中断していること、福島第一原発の地下から海中に漏れている汚染水は一向に止まらず、汚染水を貯蔵している汚染水タンクからの漏洩事故も繰り返されていること、福島第一原発周辺で高い放射線量が観測されていること、本件事故の復旧作業は困難を極めており、廃炉まで含めた真の収束までには相当長期間を要する見込みであることなどが見て取れる。
- 3 ところで、2014（平成26）年7月になり、福島第一原発において前年2013（平成25）年8月に行われた大規模ながれき撤去作業の際に放射性物質が飛散し、20キロ以上離れた水田を汚染した可能性が高いことが報じら

れた〔甲B9〕。

福島第一原発からの汚染水により放射性物質が環境中に漏出し続けていることは前述のとおりであるが、本件事故から相当の期間を経過してから、新たに内陸部への放射性物質による汚染が広がったことは、特筆すべき事実である。

しかも、被告東電は、この事実を知りながら公表せず、その一方で、福島第一原発1号機のカバーの撤去作業を見合わせていたとのことである〔甲B9-2〕。

上記の事実は、廃炉作業、すなわち事故収束へ向けた工程の障害となるのはもとより、福島県民の不安や不信感を強める事態となっていることは容易に推測できる。

- 4 このように、本件原発事故は、発生直後の時期から現在に至るまで、多数の事象、事故を繰り返し生じさせており、本件原発事故は到底収束しているとは言えず、福島原発周辺地域は、避難指示区域の内外を問わず、言わば常に危険と隣り合わせの状態が続いていると言っても過言ではない。

第4 放射線被ばくのリスクが存在している事実

- 1 甲B第6号証の2の1乃至30の各記事は、福島第一原発周辺地域においては、避難指示区域の内外を問わず、事故後現在に至るまで様々な放射能汚染があり、現在も放射線被ばくのリスクに晒され続けている事実を示しているものである。
- 2 これらの記事を概観すると、本件事故直後の2011（平成23）年3月には福島県内で高い放射線の数値が出たこと、福島県内だけでなく東京都を含む関東地方等でも水道水からヨウ素やセシウムが検出されたこと、福島県や群馬県等の農作物から基準値を超える放射性物質が検出されたこと等が容易に見取れる〔甲B6-2-1〕。

また、2011（平成23）年4月以降も、2013（平成25）年8月に

至るまで、福島県内で高い放射線量が測定されたこと、土壌、農作物、魚介類、肉、海水、プール等から基準値を超える放射線量が観測されたこと、住民の尿から放射性物質が検出されたこと等の事実が見て取れる〔甲B6-2-1〕。

- 3 今般証拠として提出したのは2013（平成25）年8月までの新聞記事であるが、2013（平成25）年9月以降も福島県内の各地で自然放射線を超える放射線量が計測されていることは、公知の事実である。福島第一原発周辺地域は、本件事故直後から現在に至るまで、避難指示区域の内外を問わず、放射能汚染があり、放射線被ばくのリスクに晒され続けていると言える。

第5 結論

このように、新聞報道に見られる内容からしても、本件事故は未だ収束しておらず、避難指示区域の内外を問わず、放射線被ばくのリスクに晒され続けている。

このような状況に鑑みれば、原告らが避難し、避難を継続することが合理的であることは明らかである。

以上